

## 第768回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成19年11月14日（水）午後2時から  
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第767回教育委員会会議録の承認について
- 4 第768回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）  
教育・福祉複合施設整備事業について（教職員課）
- 6 専決処分報告  
県立高等学校職員による交通事故に係る和解について（高校教育課）
- 7 議 事  
第1号議案 第316回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）  
第2号議案 職員の人事について（教職員課）
- 8 課長報告等  
（1）全国学力・学習状況調査結果について（義務教育課）  
（2）東洋ゴム工業㈱の不燃性能偽装建材使用について（施設整備課）  
（3）宮城球場ネーミングライツの募集について（スポーツ健康課）
- 9 資 料（配付のみ）  
平成20年度県立特別支援学校高等部・専攻科の入学者選考要項等について（特別支援教育室）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第768回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成19年11月14日(水)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,  
佐々木教育長

### 4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤参事兼総務課長,  
伊東教育企画室長, 氏家福利課長, 安井教職員課長, 村上義務教育課長,  
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 氏家施設整備課長,  
菊地スポーツ健康課長, 武田生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時

### 6 第767回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

### 7 第768回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名  
議事日程は配付のとおり

### 8 教育長報告

#### 教育・福祉複合施設整備事業について

(説明:教育長)

「教育・福祉複合施設整備事業について」御説明申し上げます。

資料は,1ページのみとなる。

教育・福祉複合施設整備事業については,今年9月の教育委員会定例会において,大規模事業評価結果を御報告したところであるが,この度,整備手法について,PFI方式(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)での施設整備を検討するため,専門機関によるPFI導入可能性調査を6月から10月まで行い,その調査結果が出たので御報告する。

PFI導入可能性調査結果の概要であるが,本事業へのPFI方式の導入については,制度面等からは特に問題はない。また,従来の公共事業方式とコスト面を比較し,PFI方式がどのくらい有利または不利となるかを表す指標であるVFM(バリュー・フォー・マ

ネー)が、6%弱、金額にして5億円程度の財政負担の軽減が図れるとの結果である。

以上のとおり、PFI方式を導入し整備することのメリットが確認できたことから、11月12日に開催された政策・財政会議において、PFI方式による施設整備が決定されたところである。

については、PFI方式による施設整備に必要なアドバイザー委託に要する経費を、11月県議会に補正予算として計上することとしている。

なお、今後のスケジュールについては、今年度末までにPFI実施方針の公表、来年度中にPFI事業者と契約する計画としており、平成24年度の供用開始に向けて手続きを進めてまいる。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 いままで教育委員会関係でPFI方式で事業を進めたことがあるかということと、もしあれば、いまメリットのことは教育長から説明があったが、何等かのデメリットのようなものを、いままで経験されているかということをお教えいただきたい。

教育長 教育委員会関係でPFI方式で実施したケースはいままでない。従って、教育委員会に関わるデメリット等で申し上げることはない。

櫻井委員 追加で質問したいが、県の事業としてPFIを用いた事業があれば、その時のデメリットが分かれば教えていただきたい。

教育長 県全体でいま取り組もうとしているのが、消防学校が建て替えの時期にきており、それをPFI方式で建てようということで、具体的な検討がはじまっているが、この教育・福祉複合施設よりやや前に進んでいるという程度であり、具体的なPFI方式のメリット・デメリットについても我々としては聞いていないところである。

委員長 いまの櫻井委員の質問については、自分が建築でNPOのPFI協会というものの会長をしているので、多少御説明すると、宮城県はPFIについては比較的消極的である。仙台市は積極的にPFIをやっている。例のあのプールの工事があった時にPFIのはしりのことで、行政と民間で実際にやってくれるところの連絡がうまくいかないところから、無責任体制があるのではないかという指摘が実はあった。私は、それは一過性のものであると考えており、だんだんそういうやり方が確立しているものと思っている。仙台市ではその他にいま天文台等もやっている。東北の方は比較的少ないが、仙台市はかなり積極的にやっている。宮城県も財政が厳しい時、新たなことを起こす時にやったらどうですかと、いままでも何度も申し上げてきた経緯がある。やっと最近取り組みはじめてきたという状況である。

## 9 専決処分報告

### 県立高等学校職員による交通事故に係る和解について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告及び議事の第2号議案については、

非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。  
会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

## 10 議 事

### 第1号議案 第316回宮城県議会議案に対する意見について

（説明：教育長）

「第316回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成19年11月12日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算議案についてであるが、3ページの第316回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。

教育委員会の11月補正額は、一千三百万円であり、PFI方式による教育・福祉複合施設の整備を円滑に進めるためのアドバイザー委託に要する経費を措置するものである。また、債務負担行為については、県立高等学校の校舎改築工事外5件について必要な期間及び限度額の債務負担を措置し、また、平成19年2月議会において議決された第二女子高等学校仮設校舎賃借に係る債務負担限度額の変更を措置するものである。

次に、予算外議案の概要についてであるが、4ページを御覧願いたい。

議第161号議案は、知事等に係る給料及び一般職員に係る管理職手当を削減しようとするもの、議第177号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの、議第178号議案は、宮城県泉が岳自然の家を廃止しようとするもの、議第185号議案は、宮城県ライフル射撃場の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

平成19年11月宮城県議会に提出される予算及び予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

佐々木委員： 質問というか、この議案についてどうかということをお問われたが、例えば、4ページ

に議案がいろいろあるが、具体的にどのような内容なのかが分からない。例えば、177号議案で学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例とあるが、これをどのように変えるのかということが具体的に分からないで、そのことについてよいとか、ごもっともとかの判断が難しい。何かに示されていたことだったのか。私が具体的にどんな変化があるのか分からない状態なので、もし私が忘れていたのであれば、例えば177号議案がどのような内容の改定、例えば育児休業を無しにしましよとか、そんなふうな改定があるのだろうかとか、そういうことが見えない。判断できない。

委員長 それぞれの具体的な内容がどういうことであるかということですね。

佐々木委員 それぞれというか、特に、この177号が学校の職員の勤務時間や休暇というものは、先生方にとっても大変重要なことだと思うので、具体的な内容が沢山になってしまうのであれば、また資料でもよいが、ある程度こんな概要であるということだけでも教えていただきたい。

教育長 具体的には、177号議案についての御質問であるが、これは地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正である。既に国家公務員については導入されている制度である。育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の勤務時間、休暇等に関する規定を追加するものである。任命権者から承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間、休暇等が定められるということである。簡単に言えば、育児短時間勤務職員に便宜を図るという内容の改正である。補足説明を教職員課長にさせる。

教職員課長 補足して説明する。第177号議案であるが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」について、国で育児のための短時間勤務の制度というものを新たに導入する法律改正がなされたので、これに伴い県においても整備をするという内容のものである。具体的には、小学校就学前までの子どもを養育するために、短時間の勤務制度を新たに導入するというものである。具体的にはいろんなパターンがあるが、例えば常勤職員であれば一日あたり8時間勤務だが、それを子どもの養育のために4時間にして、週24時間勤務という働き方も認めて、育児の支援を制度的にもさらに充実したいという趣旨のものである。

佐々木委員 そうすると、だいたい国の基準に合うように県の職員の方の業務形態を合わせて改正していくということなわけですね。

教職員課長 そのとおりである。こちらについては、県全体で知事部局、教育庁も含めて同一内容で改正を行うというものである。

佐々木委員 そうすると、当然職員の人員的な補充とか、そういうことが大変になると思うが、その辺もだいたい補充の見通しはついているということか。

教職員課長 当然、一定の時間職場を空けるというかたちとなるので、その際は非常勤の職員等による人的な措置ということも想定をしているところである。

櫻井委員 いまの同じ177号議案についてであるが、企業では、もう随分前から就学するまでの親のこのような配慮というのがされている、企業で働いていると私は思っているが、これだけ、公務員への配慮が遅くなったと考えるべきなのか、ここまではしてなくとも、これに近い配慮もいままでされていたのが、このように8時間が4時間でよくなったとか、ちょっとマイナーチェンジなのか、いや、いままで全然配慮されてなくてメジャーチェンジなのかというのが、いまの説明だとよく分からないので、そこをお聞きしたい。

教職員課長 これまでも育児に配慮した働き方をいろんなかたちで整備して、制度的に

支援していくという取組が行われており、例えば育児休業というかたちで、お子さんが3才に達する日まで完全に仕事を休むというようなかたちもあるし、一日2時間を上限に部分的に休業するという制度も認められている。今回はこれまでの取組をさらに充実させていくということで、新たな短時間勤務の制度を導入していくという趣旨のものである。

佐々木委員 もう一つよいか。それは、男性の教職員の方も取れるように、要するに女性と男性ではあまり差が無く取れるシステムとなっているのか。

教職員課長 制度的には、性別は関係ない。

櫻井委員 県庁とか教職員の男性の取得率はどのくらいか。男性でもこのような配慮を受けている人というのは、多分政府の推進で何%の人は取得するようにとあったと思うがどうか。

教職員課長 お尋ねの件は育児休業についてか。

櫻井委員 育児休業とか就学前までの時間短縮についてである。

教職員課長 仙台市を除く教職員の関係であるが、育児休業が18年度の数字であるが、427名取得されており、こちらは全て女性である。部分休業については、これは全体的に活用しているのはまだ9名という状況であるが、うち男性が2名となっている。

佐々木委員 あともう一つだけ申し訳ないが、教職員の方の状況ももちろん大事であるが、対象というか、私達が気遣うのは子供達である。もちろん休みを沢山取れるようになって職員の方達の生活が保障されるというのはよいことだが、子供達、或いは子供達の親の身になってみると、先生方が急に居なくなってしまったりとか、一緒に過ごせる時間が減るとというのは、先生との繋がりというものが一番大事なので、急にお休みされるというのは、やはり、しかも長期にわたって休まれるというのは、なかなか対応が難しいこともあると思う。であるから、ある程度、かなり前から他の先生と一緒に対応できるようにして上手に繋いでいけるようなことが必要だと思う。休みを取るということをかなり前もって多くの方に教えておき、前もって準備ができるような何か周知の仕方なり、対応の仕方が必要かなと思うので、その辺を是非お願いしたい。

山田委員 育児についてはいま伺ったが、介護休暇については、今回国の方の基準変更が無かったのかどうか。それと、もし無かったとすれば、介護に関して短時間勤務制度というのが、現時点で無いのかどうかを教えていただきたい。

教職員課長 今回、国の方で改正されたのが、育児休業に関する法律ということであるので、今議会で提案させていただくのが、育児に関するものとなっている。ただ介護に関する支援というものも非常に重要な事柄であるので、これまでいろいろな制度としてその支援策はやっており、例えば介護休暇という制度もあり、家族に継続的に介護をしなければいけないような方がいる際に一

定期間休暇を取得できるような制度もある。育児・介護どちらも非常に重要な取組を要する分野であるので、既存の制度の周知とか、今後の改善も含めて側面支援していきたいと考える。

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

## 第2号議案 職員の人事について

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

### 1 1 課長報告等

#### (1) 全国学力・学習状況調査結果について

(説明：義務教育課長)

4月24日に実施された全国学力・学習状況調査(以下、国の調査と申し上げる。)の結果及び調査結果の分析について御説明申し上げます。

はじめに、資料2ページ・3ページを御覧願いたい。

国の調査結果、国全体の調査結果について、文部科学省から出されたものである。ポイントのみ御説明させていただく。

調査の概要については、問題は「知識」に関する問題(いわゆる基礎・基本の問題と捉えていただければと思う。これをA問題と呼んでいる。)と「活用」に関する問題(いわゆる応用問題である。これをB問題と呼んでいる。)が教科に関しては出題された。また、生活習慣、学習環境等に関する質問紙による調査も実施された。

教科に関する調査の結果については、「知識」に関する問題の結果、「活用」に関する問題の結果として2ページの下段に掲げている。

3ページを御覧願いたい。

これは、教科に関する調査の結果として、文部科学省から3つのコメントが掲げられている。

地域の規模(公立：大都市、中核市、その他の市、町村、へき地)ごとの状況については、大きな差は見られなかった。

都道府県(公立)の状況については、ばらつきが少ない(ほとんどが平均正答率の±5%の範囲内)が、一部の都道府県に差が見られた。

公立学校間の状況については、全体としてそれほど大きなばらつきは見られなかったが、平均正答率が全国平均を大きく下回る学校はごく少数であった。

児童生徒質問紙の調査の結果については、文部科学省から4つのコメントが出ている。その中で3つ目の丸で、「基本的生活週間において肯定的な回答をした小中学生の割合が増加している。」というコメントが出されている。

3ページの下段については、学校質問紙の調査の結果についての文部科学省のコメントである。これについては、大きく2点掲げられている。以上が国の全体の調査結果の概要である。

資料1ページにお戻り願いたい。

続いて、宮城県の調査結果の概要に入らせていただく。

資料1ページの「6 調査結果の概要」を御覧願いたい。

まず、「(1) 教科に関する調査の結果」について御説明申し上げる。

小学校6年生の国語・算数，中学校3年生の国語・算数の教科に関する調査結果については，宮城県の小中学生は，基礎的・基本的な内容については，概ね理解しているものの，学んだことを活用する力に課題があると判断できる結果となっている。

小中学生の国語・算数（数学）の正答数の分布状況については，いずれの教科においても全国とほぼ同じ分布状況を示しているが，正答数の多い児童生徒数の比率が全国と比較して，やや低い状況が見られた。

また，「知識」に関するA問題の中学校の数学の正答率は，70.3%と全国平均正答率71.9%と比べ-1.6ポイント低く，「活用」に関するB問題の小学校の算数の正答率は，61.4%と全国平均正答率63.6%より-2.2ポイントと全国と比較してやや低くなっている。以下，正答率については，表に掲げているとおりである。

次に，「(2) 児童生徒質問紙の調査結果」について御説明申し上げます。

宮城県の小中学生は，基本的な生活習慣に関する質問に対して，全国同様に全般的に肯定的な回答をしている。また，小中学生ともに，家庭で予習・復習をしている割合は全国平均より高くなっているが，家庭における学習時間については，全国平均より少ない状況にある。

詳細については，後ほど8ページ・9ページのところで説明する。また，今後の予定，今後の対応等についても，後ほど申し上げます。

資料4ページをお開き願いたい。資料4ページから7ページまでは，各教科の調査結果の分析についてまとめたものである。

各教科とも，全体的な傾向，全国正答率を上回った問題数，下回った問題数，良い傾向がみられたものについては白丸で，課題と思われるもの，全国正答率から5ポイント以上に低かったもの，正答率が極端に低かったものについては黒丸で掲げている。白丸については，良好なもの，黒丸については，課題等があるものと捉えていただきたい。それらの代表的なものを掲げているところである。また，課題等を踏まえ，今後の指導改善のポイントを各教科の最後に記している。

資料4ページから順に，その概要を御説明申し上げます。

小学校国語Aについては，県平均正答率80.6%で，児童の多くは，今回出題している学習内容を概ね理解していると捉えている。

良い傾向と思われる白丸を2点，課題等があると思われる黒丸を3点掲げている。

小学校国語Bについては，県平均正答率61.0%で，全国的な傾向と同様，知識・技能を活用する力に課題があると捉えている。ここには，黒丸を2点掲げている。最後に，小学校国語の指導改善のポイントについては，(1) 漢字活用の重視，(2) 読み取り，まとめる力の向上の2点掲げている。

同様に小学校算数について御説明する。小学校算数Aについては，県平均正答率



81.1%で、児童の多くは、今回出題している学習内容を概ね理解していると捉えている。

良いと思われる白丸を2点、課題等があると思われる黒丸を3点掲げている。

小学校算数Bについては、県平均正答率61.4%で、全国的な傾向と同様、知識・技能を活用する力に課題があると捉えている。

良いと思われる白丸を3点、課題等があると思われる黒丸を2点掲げている。最後に、指導改善のポイントについては、(1)算数的活動の重視、(2)説明する力の育成、(3)日常生活と関連の工夫の3点掲げている。

中学校の方に入らせていただく。資料6ページをお開き願いたい。

中学校国語Aについては、県平均正答率80.8%で、生徒の多くは、今回出題の学習内容を概ね身に付けていると捉えている。白丸2点、黒丸3点を掲げている。

中学校国語Bについては、県平均正答率71.0%で、全国的な傾向と同様、知識・技能を活用する力を更に身に付けさせる必要があると捉えている。白丸1点、黒丸1点を掲げている。最後に、指導改善のポイントとして、(1)漢字活用の重視、(2)書く力の向上の2点掲げている。

資料7ページを御覧願いたい。

中学校数学Aについては、県平均正答率70.3%で、全国的な傾向と同様、基礎的・基本的な知識や技能を更に身に付けさせる必要があると捉えている。白丸2点、黒丸3点を掲げている。

中学校数学Bについては、県平均正答率59.4%で、全国的な傾向と同様、知識や技能を活用する力に課題があると捉えている。白丸2点、黒丸2点を掲げている。また、中学校数学の指導改善のポイントとして、(1)計算技能の確実な定着、(2)数学的活動の重視、(3)数学的に表現する力の育成の3点を掲げている。

以上が、教科に関する調査結果の分析結果の概要である。

続いて、質問紙調査の結果について御説明する。

資料8ページを御覧願いたい。

質問紙調査の結果については、本県の小・中学生の良さが多く表れた結果となっている。

小学6年生・中学3年生共通的に言えることは、先ほど申し上げたように、予習・復習に取り組もうとする児童生徒は多いが、8ページの黒丸にあるように、平日及び休日の学校以外の学習時間が少ないという調査結果が出ている。

また、小学6年生については、地域行事や清掃活動に参加する児童が多いことや中学3年生については、部活動への参加や清掃活動への参加等が全国比率よりも高いポイントとなっている。

次に9ページをお開き願いたい。

これは学校に対する質問調査結果である。

放課後を利用して補充的な学習を行っている割合は、小・中学校ともに高いが、長期休業期間を利用して補充的な学習を行っている割合は低い傾向にある。或いは県及び各学校

での学力調査の実施率は小・中学校ともに高いが、中学校における単元テスト・小テストの結果分析をする学校が少ない結果となっている等というようなことがあげられている。

資料 1 ページにお戻り願いたい。

7 の今後の予定及び今後の対応についてである。

国の調査結果及び調査結果分析を踏まえ、県教育委員会としては、今回の調査結果を更に詳細に分析し、学校における授業改善・充実等につながる具体的な方策を打ち出し、市町村教育委員会と連携を図りながら、三本柱である教員の教科指導力の向上、児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実に努め、今後とも児童生徒の学力向上に取り組んで参りたいと考えている。

なお、国の新規事業として、国の調査結果に基づく検証改善サイクルの確立に向けた実践研究を行うという事業がある。この事業の推進役となるのが、県教育委員会で設置している「検証改善委員会」である。

去る 11 月 9 日に第 2 回目の委員会が開催された。

その中で、調査結果の分析を委員会としても今後も継続していくことと、児童生徒の学力向上のための学校支援について等、話し合いが行われたところである。

検証改善委員会からの御提案を踏まえ、今後の対応等について現在検討しているところである。

最後の 9 - 1 ページをお開き願いたい。

これは、教育長もしくは次長が、それぞれの管内で開催される市町村教育委員会教育長の集まりにこちらから出向き、調査結果及び今後の対応等について市町村教育委員会に周知し、一層の連携を図り、児童生徒のが学力向上に資することを目的に実施するものである。開催日時、説明内容等は記載のとおりである。

国の調査結果及び調査結果の分析については、以上のとおりである。

(質 疑)

櫻井委員 三つ教えていただきたい。まず一つは、結果がこのように出て、この間、テレビで仙台市の結果が発表され、ここには資料として出ていないが、仙台市の小中学校の平均値が、県と違って全国の平均を上回るという結果が出た。ということは、県教育委員会で関与している小中学校の平均よりも仙台市の方が良かった、差が出たという報告を私は聞いたが、いまの段階で答えられるかぎりではよいので、同じ県にあって仙台市とそれ以外とで差が出た理由は何の辺にあるのかということを知りたいのですが、まず一点。二点目は、新聞の報告だと各県の順位だとか点数だとか全部報告されていて、同じ東北の中にあっても秋田県や山形県は非常に今回の試験の結果が良かった。もちろんその県が取り組んできた姿勢だとか、地域性というものが宮城県とは違うので、宮城県が 40 位で秋田県が 1 位だとか 3 位だとかと聞くと何が一体こんなに違ったんだらうと、学力というのは、生活習慣であるとか、地域力というのが非常に影響してくるものだと思う。何が一体地域力で

違ったか、あと親の生活習慣、いまの報告では結構良い習慣が宮城県ではあると把握したが、何がここまで違わせたのかというのを一保護者として非常に疑問なので教えて欲しい。三点目は、今度教育長が各地方の教育長と相談するような会を設けるということは良いことだと思うが、実はこの学力テストの結果が出た時に一番よく私の周りで反応したのが、高校生達であった。小中学校で授業を受けて、今年高校生になった、去年高校生になった子供達が、「ああいう授業をしていたのでは、学力が上がらないよね」というのをあちこちで聞いた。「何で」と私が聞いたら試験をやっても、小中学校では、どこを間違ったのかを出させる授業をしない先生、それから宿題を出さない先生が多い、あれでは、やっぱり自分でやろうという人以外は、やらない雰囲気になってしまうというのを複数聞いた。私は親であるから小中学校の時はまじめにPTAとかやっていたつもりであったが、授業参観しか見ていないので、細かいことを把握してなかったのであるが、全ての先生がそうとは思わないが、少なくとも、私達が宮城県で教育を受けていた頃の時代よりも、何かこう変わってきたのかなというようなことを感じたので、もし各地方に行って教育長方達と話し合いをする時にやはり高校生とかの意見も吸い上げていただいて、真新しい教育を受けた子供達の意見を聞いてみる。いま中学校にいる子供達は無我夢中なので、過去を振り返るだけの余裕を持った子供達に聞いてみるというのも、私はすごく良いことだと思ったので、提案というか、すぐにはできないかもしれないが、意外に為になることを言ってくれるかもしれないので、とにかく方法を選ばずに何とか頑張らないと宮城県の将来は暗いと思ったので、この三点をお願いしたい。いかがか。

義務教育課長

一点目の仙台市との関わりであるが、現在、仙台市とは情報交換をしている段階である。仙台市から分析結果等は、公表資料はいただいているが、細かい分析結果等についてはまだ頂戴していない。これから県全体の調査結果分析等と仙台市の調査結果分析等を踏まえて、どんなところに課題等があったのかどうかということ時間をかけて検討・分析したいと考えている。いずれにしても仙台市教育委員会とは情報交換をして連携しながらお互いの児童生徒の学力向上に努めたいと考えている。

それから、二点目の他県とのいろいろな取組等であるが、委員から地域の教育力という御発言もあったが、これからいろいろ分析を進めていく中で、当然他県のいろいろな状況等、及び取組等を参考にしなければいけない部分も出てくる場合には、積極的に他県のいろいろな取組を参考にしたいと考えている。まだ、分析の途中であり、これから他県といろいろ情報交換等はしたいと考えている。

それから、三点目の高校生からいろいろな意見を聞いてはどうかということであるが、結果の分析については、教育委員会サイドだけでなく、いろい

るな立場の方から御意見等をいただきたい。この調査の趣旨は、結果を分析して今後の授業改善・授業充実に活かすというのが大きな狙いであるので、いろいろな立場、当然保護者とか、或いは学識経験者とか、その中の一つとして高校生からも聞いて、今後の参考としたいと考えている。

小野寺委員

今日の議題の中心は、学力テストだろうと思い臨んでいるが、今回、順位に目をやると不甲斐なかったということだと思う。数字というのは正直で、一人歩きする。ただ、全国平均と比較して大きな開きは無かったんだろうなと思っている。また、いま説明のあった生活習慣調査を見ると規則正しい生活を送るとか、家庭学習は足りないようであるが、良い面が出ている。そういうプラスの評価もしていかないといけないと思う。今回は学力の一側面かもしれないが、子どもの学力保障に責任を持つ教育行政としては、或いは県民の期待に応える教育行政として、やはり正対していく必要があると思っている。調査の基本というものは、結果を学力向上に役立てるものである。いま分析を進めているとのことだが、どんな学力をどう育てていくかということが、いま改めて問われていると私は思う。それで今日のまとめにあたり、いろいろ県の施策を振り返ってみた。県の役割は何なのかなということなんだが、県の施策、或いは施策の妥当性とか、方策として不十分なところとか、足りなかったところが無かったかということである。もしそうだとすればどう立て直しを図っていけばよいのかということである。逆に言えば県の施策が、それぞれの市町村とか、学校の力を引き出す施策であったかどうか、一生懸命やっているのは分かるが、考えていく必要があると思う。それで、県として検証改善委員会を開いて政策論議されている。いろいろ報道されているようだが、櫻井委員からの高校生による授業評価みたいなものの発言があり、なるほどなとつい思った。私からお願いしたいのは、学校現場の悩みとか、或いは県への要望とか期待、これをやっぱり把握して、しっかり受け止めて施策を立て直していったらどうかと思っている。例えば、県の教育長が市町村の教育長といろいろ話し合うようだが、本当に県、或いは教育事務所、市町村、学校のパイプが流れているかどうかである。詰まっているとは思わないが、双方向のものだと思う。

それで、二点についてお話したい。一つは、指導力の向上の問題であるが、県はモデル校方式か、指定校方式みたいなものをとっている。私はそれは意味があるものだと思うが、モデル校以外の学校に役立つような実践的なヒントとか、情報を具体的に出すことが必要ではないかと思っている。これは数少ない例であるが、今回の結果を受けて数値に出てくる学力を伸ばせばよいのではないかという反応も無いわけではない。指導力の問題で言えば、学校は努力していると思うが、何か学校が壁にぶつかっているというか、そういう気がする。その新しい視点からの方策なり、展開を見いだしていない

のではないかという印象とちょっと学校が元気が無いかという印象を持っている。

それから教育環境の整備であるが、学力の向上に関する要因はいろいろあると思う。様々あると思う。一番大きな要因は、一人一人の教員の授業力の向上と学校全体の指導力の向上である。ところが現場の最大の悩みは、皆さん御承知のように子どもと一緒に過ごす時間、接する時間が足りないということである。それから、授業向けの教材研究をする時間が足りないということである。授業に打ち込みたくても、打ち込めないような状況があると思う。教育長が新聞でインタビューされ、少人数学級の拡充の話もしていたが、その辺りも含めて、どういうふうに条件整備を図っていったらよいか、大変難しいことである。ただ、長期的な視点に立って年次的に環境整備に取り組んでいく必要があるのかなと思っている。

委員長 回答を伺うものはあるか。御意見としてよいか。

小野寺委員 もしあるとすれば、県ともう一つある出先の教育事務所、市町村、学校現場のこのパイプというか、連携というか、その辺りと県の役割である。それが、一方向でなく双方向が望ましいと思う。そういう意味で、今回、教育長等が出ると思うが、どういう考えで出るのかについて伺いたい。

義務教育課長 教育長が出ているいろいろお話をすることについては、当然、現在の県の状況等を把握し、周知するというのが狙いであるが、その中で各市町村教育長との意見交換もできれば行いたいと思っているところである。

小野寺委員 もう一点であるが、教育環境の整備についてはどうか。

義務教育課長 まず、教育環境基盤の充実の中で、特に義務教育課としてやろうとしているのが、中学1年生の学級編制弾力化事業である。これは学力向上も含めた中1ギャップの対応等、狙いはいろいろあるが、まず学級編制弾力化事業の拡大を図っていきたいと現時点では考えている。さらに、これから分析結果を踏まえて、教育環境基盤の整備というものを、教育庁全体でどのように取り組まなければならないのか、これから検討して参りたいと考えている。

小野寺委員 もう少し突っ込んで言うと、条件整備の中で、一番学校現場が望んでいるのは、要するに教員の数を増やして欲しいということである。その点については、文部科学省との関係で大変難しい面があると思う。文部科学省で2万数千人の増員要求を出しているようだが、その辺りについても県の財政もあると思うが、やはり長期的な見通しを持って年次的な取組が必要だと思う。

義務教育課長 いわゆる第7次、8次といった改善が示されていないという状況もあり、国にはいろいろな要望等はしているところである。現段階では、いろいろな枠の中でやらなければならないという苦しさはあるが、その枠の中で少人数指導の加配の抜本的な見直し等はこれから検討すべき事項と考えている。

小野寺委員 もう一つであるが、学力の向上ということに水をさすことを話すかもしれ

ないが、今回の結果を受けて、学力一辺倒になることを留意したいなという気がする。学力向上は学校の責任であるので、そのことを前提に義務教育の役割とか、学校の役割は何かという辺りは、留意しないとだめだと思う。学力を育てる基盤ということについて申し上げたいが、例えば、いじめとか不登校とかがあるが、そういった生徒の状況に目を向けずに、学力の向上だけ取り上げても、私はそんなに向上していかないと思う。その基盤となるのは、学校づくりである。安心して学べる落ち着いた学校である。もっと言えば教師と生徒とか、或いは生徒間の信頼とか共感力のある学校である。そういった学校を基盤としてつくるということだと思う。そのことを踏まえて、自分が現場に居たときの反省を踏まえて二つ申し上げる。一つは、前にも話したと思うが生徒の集団の質の向上をどう図るかだと思っている。学力というのは、個人個人の努力ばかりでなく、集団の質で非常に左右すると思っている。その辺りに何か宮城の課題が無いか、学習規律とか、学び合いとか、切磋琢磨するということである。見えない改革である。それと集団の質の向上という点で申し上げれば、教師の集団の質の向上である。私も現場の方から聞くが、個々の先生の力量はあるが、組織的な取組が弱いんだという話を聞く。その目標を共有して、それぞれの教師の特性を活かしながら一丸となって取り組む、結集力のある教師集団である。生徒の集団と同じように、やはり教師の協同性とか、或いは切磋琢磨するというものが、私は学力向上の鍵を握っているのではないかとと思っている。生徒の集団と教師の集団の質の向上である。

山田委員

小野寺委員の発言は、私も非常に大賛成で、学力の結果も大事であろうが、最後にある基本的な生活習慣に関する調査というのが、これも一つ大きな重要な部分だと思う。この結果を見ると、一方では、非常に予習・復習に取り組んでいる生徒がいる一方で、片方では、テレビゲームとかインターネットに没頭している生徒がいるのかなと数字上は見てとれ、何か二極分化している部分が私なりに読み取れた。実際に学校でそういうことがあるかどうかは分からないが、このアンケートを見るかぎりでは、そういうところが見られる。他県と比べてもそういった特徴的な二極分化している部分があるのかどうかを、もし分かれば伺いたい。それと関連して、学力にその辺が影響しているのかどうか、生活習慣が影響しているのかどうか、いま調査中だとは思いますが、例えば、学力の分布図が全体的に他県に比べて低いのか、或いは他県に比べてどこか偏っている部分があるのかどうか、その辺がもし分かれば教えていただきたい。

義務教育課長

他県のいまの状況については、まだデータ等を分析中であり、もう少し時間を頂戴したい。ただ、御発言のあった基本的な生活習慣や学習習慣の確立と学力というものは、国の方でも話しているが、関連している感じは見受けら

れる。

山田委員 学力の分布については、どのような傾向があるのか。

義務教育課長 分布については、各教科毎の全国の分布と比べたが、かたちはだいたい似ているが、宮城県の方が、上の部分が少ないという結果となっている。

佐々木委員 一言だけ発言するが、先ほどから出ているが、全国で調査して全国で順番を付ければ、1番もいれば、47番もいる。これは何回やっても同じだと思う。じゃあ、47番がもちろん1番になりたいと思うのは、だれでも同じであるが、順番を付けた調査をすれば必ず出てくるものだと思う。だけれども、例えば、平均を下回った場合に、だれかは平均より上、だれかは平均より下になる。これも当たり前のことだと思う。でも、宮城県の子供達は、下回っているが、その代わり何か別な、こんな良いことが出ているんだという力づけも、或いはそういう分析も必要ではないかと思っている。もちろん成績が良くなるということは大事なことだが、はっきり言えば先生方も多分感じていると思うが、あのような全国一斉テストで良い成績を取ることだけを目指せば、毎日ドリルをやってどんどんトレーニングをすれば、ある程度のレベルに達するというのは明らかなことだと思うが、そうじゃないことにどれだけ時間とエネルギーを先生方が使って、どういう良いものを子供達に提供できているのかという部分を、もうちょっと着目して、分析して県民の皆さんに提供していくということも必要かなと思う。もちろん小野寺委員とか、山田委員が発言したことの意図することもそういうことだと思う。でも、やはり宮城県に育った子供達が、よその県の子供達と正面向かっていけないといけない時に、引目をとらない、負けない生活力、競争力を持ってたくましく県を出て、全国レベルで、世界レベルで生活していく力を付けることは、もちろん必要だと思うが、低い部分があれば必ずそのことに使えなかった他の力が必ずあるはずなので、その部分への分析というものも一緒に提供していくということも必要ではないのかと思う。私は、必ずしもマイナスというふうにはばかり捉えていないつもりでいるので、先生方のいろんな努力ももちろんこれからつけていくのは必要だと思うが、その代わりに得ているはずというものを大事にしてほしいと思う。

委員長 私からもいくつか、非常に単純なことを質問させていただきたい。まず、この全国学力・学習状況調査は、企画して問題を作成したのは文部科学省側で、それを県だとか、或いは各学校にお願いをして、調査をしていただいて結果を回収して、文部科学省で整理をしたものである。それが県とか市町村とか学校とかにどういうふうに伝わっているのか。わっとみんな開いて伝わったのか。その辺がなにか、あちらこちらで時々うちの方は良かったとかという話が聞こえてくるので、五月雨に答えていくのかなとも思うがどうか。

義務教育課長 ただいまの質問であるが、御発言のとおり実施主体が文部科学省で、簡単

に言えば、答案の回収から結果の送付といった一切を文部科学省が行っている。県はそれらが円滑に行われるように、或いはトラブルがあったら相談にのるという支援をする立場である。

委員 長 その結果が発表されたという時に、文部科学省が発表したと言いつつも、世の中で見ると何か発表するならもっといろんなことが見えるかなと思うが、何かよく見えなくて、霞ヶ関で発表するものだから、どうしても霞がかぶっている。何か分かるような分からないような発表になるわけであるが、県にも来ており、学校にも来ているのか。

義務教育課長 学校にも、国の状況と県全体の状況、学校の状況が来ている。

委員 長 学校には、三つ来ているのか。

義務教育課長 市町村には、国、県、市町村の状況が来ている。

委員 長 市には学校の状況は来ているのか。

義務教育課長 市には全部の学校の状況が来ている。あと学校には、個人一人一人の結果も来ている。

委員 長 そうすると、大体いま全国の学校だとか、市とか、県とかなんかに文部科学省が分かっていることで、他の県のことは発表はしないと思うが、宮城県には宮城県関係のものが来ているという状況となっている。

それから、問題の答えを見ると、いろいろと文部科学省で書いているものにもあるが、A問題とB問題で、B問題の方が一般的に点数が悪い。これは、悪くても普通なのか、もし、私が文部科学省で問題をつくるようになったら、A問題が何十点取れたら、B問題もちゃんとしていれば何点ぐらいは取れるような設問をするのではないかという気がするが、何となくB問題の方が低いというあたり、これは何というか傾向としてやむなしとなるのか、やっぱり海外でテストするとこれが同じぐらいになるのか、或いは高まったりするのか、その辺はどうか。

義務教育課長 文部科学省の問題を作成する時の狙いとか、そういったものは、承知していないところである。例えば、文部科学省が知識に関する問題をどのレベルを狙ったのか、或いは活用に関する問題をどの位のレベルで狙ったというのは承知していない。結果を見て文部科学省がコメントを出しているというような押さえ方である。

委員 長 それを類推するということは多少できるね。それから、例えば、宮城県の結果としていまここに出ているものと、先ほど出ていた仙台市がうちは良かったというのがあるが、そうすると、仙台市は、多分仙台市のやつが出て来てそれを見ている。宮城県の中には仙台市も入っているのか。

義務教育課長 仙台市も入っている。

委員 長 そうすると、例えば、仙台市はみな平均よりも良かったと言って、例えばであるが、宮城県が平均点よりも低かったというような場合には、仙台市を



除くと宮城県はもうちょっと低くなる可能性があるというふうに読まないといけ  
ないのか。

義務教育課長 一般的な見方では、当然そのような見方となる。

委員長 この宮城県の結果というのは、当教育委員会が判断するものの他に仙台市  
のものも含まれる。つまり半分近く違った教育委員会の管轄のものも含まれ  
た答えだと考えてよいか。

義務教育課長 そのとおりである。

小野寺委員 公表の問題であるが、文部科学省が出している基準により、多分、今度市  
町村の教育委員会でどうするかということ話し合いをしていると思う。学校がどこまで出すかについては、市町村とか学校に委ねられている問題である  
と理解している。次に今後の方策として、目新しいことを言うわけではないが、宮城としてどんなところに力を入れていくのかということである。当然、教育委員会もいままでの四県テスト等の状況についてある程度蓄積されて、宮城の児童生徒の弱いところはこういうところだということは多分押さ  
えていると思う。一つは、全国的にも言えるが、国語力である。読解力とか、  
表現力とか、これが大きな課題だと思っている。この辺りである。国語力とか言葉の力が学力向上の根っこにあると思う。その辺りに力を入れていって  
はどうか。もう一つは、キャリア教育的な視点にたった教育の推進ということである。いまでも教育の大きな問題の一つに子どもが学んだ内容と生活とか、  
或いは将来との関連性に意義を見いだしていないことがある。なかなか  
難しいことである。だから実際の社会はこうなんだよ、働くということはこう  
なんだよというようなこと、勉強することと実社会との繋がりがどこかで  
結びつくような教育である。別な言葉で言えば、社会そのものが優れた教材  
だと思っている。国語力の向上と社会の風を入れるような教育の二つをいま  
までの状況から宮城として力を入れていってはどうかと思う。ただ、あく  
まで先ほど発言したように検証改善委員会の議論がなされているので、その  
辺りに委ねたいと思う。

委員長 せっかく全国でやった調査であるので、うまく宮城の教育が良くなってい  
く、学力が皆さん付いていくような方向で活用する方策を是非検討いただき、  
我々もしっかり議論していきたいと思う。

## (2) 東洋ゴム工業(株)の不燃性能偽装建材使用について

(説明：施設整備課長)

「東洋ゴム工業(株)の不燃性能偽装建材使用について」御説明申し上げます。

これは、先週マスコミで大きく取り上げられた東洋ゴム工業(株)で製造した不燃性能を偽  
装した建材を使用したことに対する影響についてである。

具体的に申し上げますと、先週月曜日の11月5日に東洋ゴム工業(株)が製造した硬質ウレ

タン製両面金属面材断熱パネルの不燃性能試験等において、申請した仕様と異なる試験体を使用して試験に合格し、大臣認定を受けていたという事実を国土交通省が発表した。

それを受け、同メーカーが確かに行っていたということで同日午後に、国土交通省において同社による記者会見が行われ、当該不燃性能偽装建築材を使用している対象建築物で納入先が判明しているものが、176件（約15万㎡）で、納入先不明物件が最大2万㎡あると発表された。

この発表において、具体的な名称として宮城県利府高等学校のクラブ棟に使用していたとの発表があった。事前に国土交通省から県側にあらかじめ情報が流されておらず、記者会見により、初めて事実を知り、大変驚いているところである。

次に、国での対応であるが、2の国土交通省及び県としての対応についてのとおり、国土交通省では、東洋ゴム工業㈱の製品について認定の取り消しを行い、併せて、特定行政庁に、県でいうと建築宅地課であるが、その内容について使用していたかどうかを会社に確認して、その内容を国土交通省に報告するようという通知を流している。

その一環として、利府高校の対応がどうなったかということであるが、3の「利府高校部室棟について」に記載のとおりであるが、不燃性偽装建材の使用のあった建物は、利府高校創立20周年記念事業としてPTAが主体となった実行委員会が建築した部室棟であり、平成16年1月に県が寄附を受けたものである。この建物について実際に偽造された建材が外壁と内壁の一部に使用されており、面積は約720㎡程度である。

利府高校部室棟にかかる今後の対応についてであるが、使用の継続が可能かどうかということについては、建築基準法では、耐火建築物及び準耐火建築物（通常の火災による火熱に一定時間耐え得る壁等を設置しなければならない建築物）について規定しているが、「学校等の施設」では3階以上の階、或いは床面積の合計が2,000㎡以上の場合に、これらの構造でなければならないと規定している。この部室棟は2階建てで、延床面積が460㎡程度であることから、建築基準法上の耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建物ではないことから、引き続き使用することはかまわないとなっている。

他の学校施設での使用状況についてであるが、東洋ゴム工業㈱からは、「宮城県内において、利府高校以外には問題となる建築材は使用されていない。」との報告を受けているが、国土交通省による通知に基づく特定行政庁である建築宅地課で現在調査に入っているため、その推移を見ながら教育委員会としては対応したいと考えている。

今後の対応方針であるが、実際にPTAから寄附された物件とはいえども、施設の使用が発注条件を備えていないという状況にあるので、たとえ耐火建築物でないといいつつもメーカー側に迅速な対応を強く働きかけていきたいと考えている。

資料11ページ下段に記載のとおり、11月7日に東洋ゴム工業㈱の役職員が宮城県庁を訪れた際に、教育長から、耐火性能を偽った建材が教育現場で4年間も使用されていたことについて、強い憤りを表明するとともに、早急な改善を要請したところである。メーカー側から、本件についての謝罪と改修工事に最善のスピードで取り組み、年内中には終了したいということが報告された。

なお、同日に教育長面談の後、利府高校を訪れ、校長にも経過報告を行うとともに、現場の部室も実際に見て年内中に実施するということを表明しているところである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 謝罪とともに改修工事を超スピードでやっていただくとのことであるが、生徒達の部活動に関しては、迷惑というか、それによって部活の部室が使えなくなる期間が4週間出てくる。どのように対応しているのか。

施設整備課長 報道された段階で、学校側では校長が校内放送で、一つは建築基準法上問題ないが、火を使うような、例えばストーブ等を使う場合は気をつけるよう生徒に指導している。それと、実際にメーカーが直すといっても、櫻井委員御発言のとおりその期間中は使用できないこともありうる。これらの工事を具体的にどう進めるかは、これからメーカー側と施工業者、あと学校側と緊密に連絡をしながらやっていくことになるが、メーカー側も極力学校側に迷惑は掛けないうちでやっていきたいとの話を聞いている。

委員長 建築宅地課と連携を取り、他のものがないかどうか、少し確認をしていたき、速やかに改善をしていただきたい。

### (3) 宮城球場ネーミングライツの募集について

(説明：スポーツ健康課長)

宮城球場のネーミングライツの募集を行っているので、御報告申し上げます。

資料12ページをお開き願いたい。

1の募集の目的は、注目度の高い「宮城球場」という県の資産を活用して、収入の確保を図るとともに、地域に密着した強いプロ野球チームの育成を支援するものであり、募集の事務作業は楽天野球団が行っている。

なお、県としては、ネーミングライツによる収入は本県のスポーツ振興に役立てることとしている。

4の募集の条件としては、まず、契約期間であるが、平成20年1月1日から平成22年12月31日までの3年間を予定している。

次に、募集金額であるが、これは先に楽天野球団と交わした「ネーミングライツ基本協定」により、1年当たり2億円以上としている。

また、愛称及び略称については、「宮城」を入れることを条件としている。愛称とともに、「宮城」という県名が広く全国に発信されることを期待している。

次に、対象とする企業についてであるが、お手元に配布した資料の4の(5)に記載のとおり、 から までの全ての要件を満たしている企業に御応募いただこうと考えている。

高いハードルとなるかもしれないが、県としては企業倫理が十分に確立されている企業で、かつ、県民に親しまれる企業とパートナーシップを持ちたいと考えている。

次に、申込期間であるが、裏面を御覧願いたい。平成19年10月29日(月)から平

成 19 年 11 月 20 日（火）までの約 3 週間としている。

最後に、6 のスポンサー企業の選定方法を御説明申し上げます。

選定に当たっては、提出いただいた書類及び信用調査機関からの調査報告書等の情報を基に、教育委員会の広告審査委員会において、記載の項目 から を審査し総合的に判断することとしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

櫻井委員 対象企業の条件というのは、前にフルキャストを採用した時の条件と変わっているのか。それとも、こういうふうに変えたとか、増やしたとかということがあるのかどうか。それと、海外の企業も対象として考えているのか。

スポーツ健康課長 フルキャストを設定した時と今回では状況が大分違うので、総務部の方でこういった広告事業に関する実施要綱等の見直しをしている。企業情報と法令遵守の状況等を総合的に分析した上で行うという部分が付け加わり、教育委員会としてもそれに基づいて高い企業倫理を持った企業に応募してもらうということで募集を始めたところである。

それから、海外の企業についても特に制限はしていない。企業ということだけであるので、あり得る話ではある。

櫻井委員 そうすると、(5)の対象企業の条件というところは、数年前のフルキャストの時よりも文言が変わったのか。同じか。以下の全てを満たす企業として、 から のところであるが、どうか。

スポーツ健康課長 と は同じである。 が付け加えられている。

委員長 スポーツのための施設であるから、フェアプレーに則って運営をしている会社とかと言ってもよい気がする。この頃アンフェアなのがあって、火で燃えないと言っておいて、実は水を掛けたというような怪しいのが一杯ある。是非良い企業に沢山お金を頂けるようになるとよいと思う。

## 1 2 次期教育委員会の日程について

平成 19 年 12 月 19 日（水）午後 2 時から

## 1 3 閉 会 午後 4 時 3 分

平成 19 年 12 月 19 日

署名委員

署名委員